


所管部課	福祉部障害福祉課	部長	川口 荘一			
件名	東大和市寝具乾燥等事業実施要綱の一部を改正する訓令について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関	福祉部高齢介護課				
<p>1. 要 旨</p> <p>民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）により、民法の定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点 東大和市寝具乾燥等事業実施要綱第2条第2号ただし書き中の「成人している」を「20歳に達している」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 一部改正を行うことで、従前と同様の要件で対象者への事業を執行することができる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。